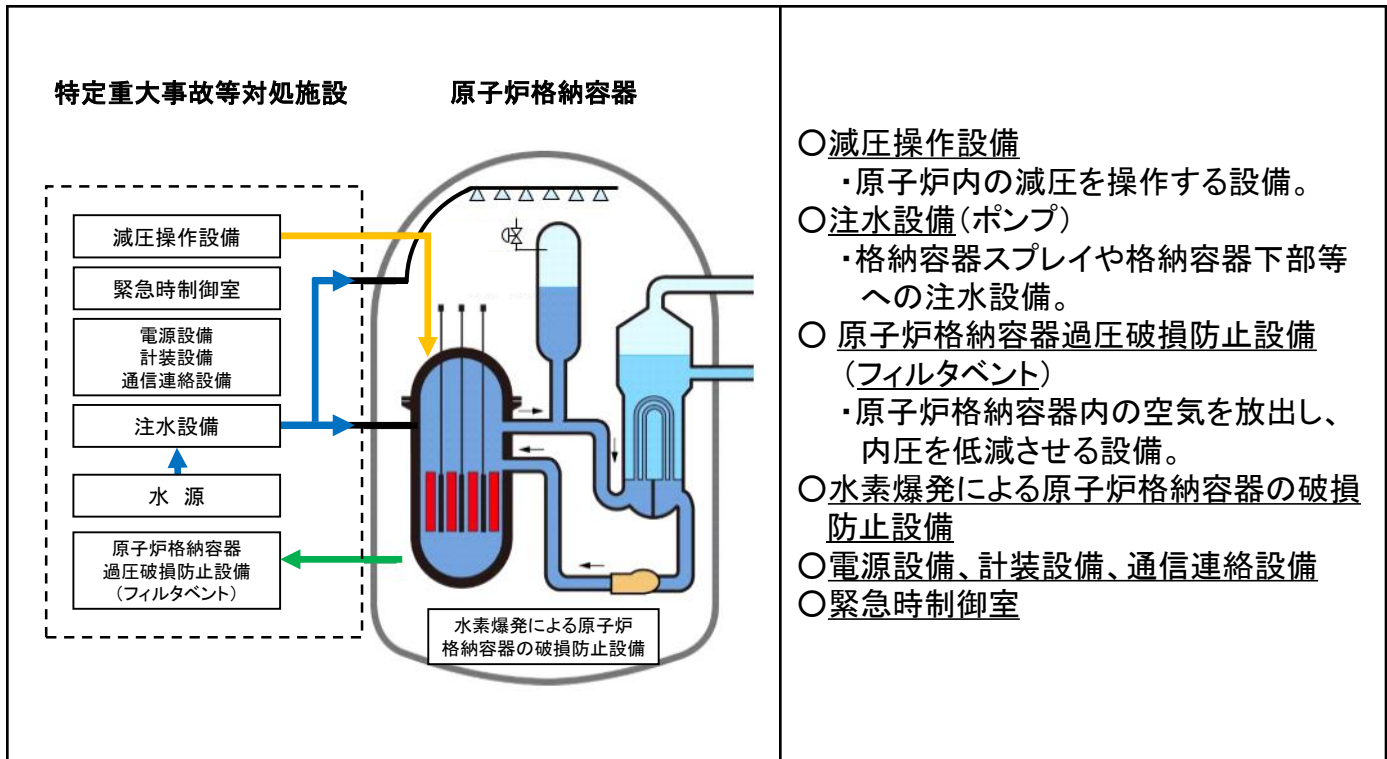


<特定重大事故等対処施設を構成する設備概要>



※特定重大事故等対処施設は、規制基準において、原子炉建屋と可能な限り離隔距離(例えば100m以上)を確保することで、故意による大型航空機の衝突等の重大事故に対処するための機能が損なわれないものと定められています。

<高浜3号機の特定重大事故等対処施設の設置に係る許認可状況>

申請	申請日	許認可日
原子炉設置変更許可申請	2014.12.25	2016. 9.21
工事計画認可申請	2017. 4.26	2019. 8. 7
保安規定変更認可申請	2020. 4.17	2020.10. 7
使用前検査申請	2019. 8.13	2020.12.11